

## 香川県環境保健研究センター昇降機保守点検業務仕様書

1. 委託業務名 香川県環境保健研究センター昇降機保守点検業務
2. 場所 高松市朝日町5丁目3番105号  
香川県環境保健研究センター
3. 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日

## 4. 保守点検内容

点検、保守については「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和5年版）（以下「建築保全業務共通仕様書」という。）第2編第7章第2節エレベーターによる。

なお、契約は上記に基づく「遠隔点検付フルメンテナンス契約」とする。

## (1) 保守点検業務対象エレベーター

別添「昇降機設備仕様リスト<別表Ⅰ>」のとおりとする。

## (2) 保守点検業務内容

- ① 3ヶ月に1回、技術者を派遣し、機器・装置の点検を行い、必要に応じて給油・調整・清掃を行う。（点検内容<別表Ⅱ>）
- ② 対象設備の運行状況を常時記録し、その記録を収集して、定期的に対象設備を構成する機器及び運転機能の点検を行う。（遠隔点検内容<別表Ⅲ>）  
対象設備の運行状況のデータに基づく点検結果及び変調状態に対する処置の結果について、毎月「遠隔点検報告書」を提出すること。
- ③ 上記保守点検に必要な消耗部品（ランプ・注油用油・ウエス等）の交換等を行う。
- ④ 保守点検の都度「作業報告書」を提出すること。
- ⑤ エレベーターを常に最良の状態に維持するため、経年劣化及び磨耗した機器の取替及び修理を別紙「エレベーター修理計画書<別表Ⅳ>」に基づき行うとともに、点検並びに故障等により取替が必要となった機器・部品の取替を行う。（予防保全を目的としたフルメンテナンス契約とする）

ただし、建築保全業務共通仕様書の表7.2.5から表7.2.9備考欄に(※)印を付した事項並びに次のものの取替は除く。

- ・巻上機の一式取替え、巻上機のギヤーケース取替え
- ・電動機の一式取替え、フレーム取替え
- ・制御盤等の一式取替え、キャビネット取替え
- ・油圧エレベーターの油タンク、圧力配管、プランジャー及びシリンダー取替え
- ・意匠部品（かご、かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、敷居、乗場戸、三方枠）の塗装、メッキ直し、清掃又は取替え
- ・遮煙構造の部材取替え
- ・その他上記に類するもの

なお、保守点検のための遠隔点検装置・電話回線等独自の固有機器・装置を設置する場合は、その設置及び取り外しを含めた契約とする。

## (3) 定期検査

建築基準法第12条に基づき、年1回定期に、昇降機を検査する資格を有する者（以下「昇降機検査有資格者」という。）に昇降機の総合的な機能を確認する検査を行わせ、その結果について「定期検査報告書」を当該昇降機検査有資格者名で作成し報告す

るものとする。

#### 6. 緊急時等の対応

突発的故障及び天災地変等の広域災害等の緊急事態に備え、適切な措置が行えるよう、24時間、専門技術者が待機し、緊急度に応じ迅速に現場に急行し対応すること。また、処置の結果について、「作業報告書」又は「故障修理報告書」を作成し報告するものとする。

また、機器・構成部品等を備蓄するなどして、運転が早期に復旧できるよう努めるものとする。

#### 7. 維持管理のための情報提供サービス

香川県による日常管理のために、安全確保・正しい利用方法、関係法令改正の連絡等の情報提供サービスを行うこと。

#### 8. 供給機器・部品等

供給する機器・構成部品等は、対象エレベーター昇降機製造会社が指定又は推奨する部品とする。ただし、書面により香川県の承諾を得た場合はこの限りでない。

#### 9. 契約履行体制の確認

下記項目に該当する文書等を提出すること。また、提出内容に変更があった場合も同様とする。

① 保守点検・待機業務に従事する技術者の職氏名、所属する事業所名、所有する資格、対象エレベーターと同程度の仕様に関する教育履歴・経験年数等

② 昇降機検査有資格者の職氏名、所属する事業所名、所有する資格、対象エレベーターと同程度の仕様に関する教育履歴・経験年数等

③ 故障、天災地変等の広域災害等の緊急対応を行う際の体制表（人員、受信施設名、所在地等）

#### 10. 特記事項

別紙「エレベーター修理計画書<別表Ⅳ>」に基づき機器・装置の取替及び修理を施工し完了したときは、「作業報告書」を提出すること。

また、次年度に機器・装置の取替及び修理が必要（簡易なものを除く）なものについて、「翌年度エレベーター修理計画書<別表Ⅴ>」を10月末までに提出すること。

なお、年度途中において、この仕様の変更が必要となった場合は、両者協議の上変更契約を締結することとする。